

令和5年12月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年12月25日(月)

午前10時00分

場 所：波佐見町総合文化会館

2階「研修室2・3」

1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

2. 欠席委員

3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

2番 楠田 孝夫 3番 山本 忍

第2 提出議案

議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
「異議なし」により可決承認

議案第41号 農用地利用集積等促進計画の要請について
「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和5年12月25日（月） 午前10時00分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年12月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「2番 楠田委員」「3番 山本委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 （別紙資料 議案第39号を朗読し説明する。）
今回の申請は、敷地を造成し集合住宅を建設するため、農地の転用を申請されています。
申請農地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。
次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.15m、最低0.15m行うとありますが、土留壁を設置し、土砂流出などの対策を行うとあります。また、境界線から距離をとって建物を建築されるので日照、通風等の被害は生じないと思われま。なお、雨水排水は、雨水枡から水路に放流し、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続するとあります。
以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しています。ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおりです。周辺に農地も少なく集合住宅が多い場所となっています。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第39号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、**議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」**、及び**議案第41号「農用地利用集積等促進計画の要請について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第40号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計8筆で、面積は、合計8, 295㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さん他3名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、変更・水田、及び新規・水田となっています。

期間はすべて令和6年2月10日からで、15年間の令和21年2月9日までが2筆、10年間の令和16年2月9日までが4筆、5年間の令和11年2月9日までが2筆となっています。

(別紙資料 議案第41号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計8筆で、面積は、合計8, 295㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は 〇〇郷〇〇さん他3名で、種別・利用目的は変更・水田、及び新規・水田となっています。

期間はすべて令和6年2月10日からで、15年間の令和21年2月9日までが2筆、10年間の令和16年2月9日までが4筆、5年間の令和11年1月9日までが2筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第41号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第40号及び、議案第41号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会12月定例総会を閉会致します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。